

法人税の転嫁について

古田精二先生監修（慶応大学助教授）

増田輝夫

（国税庁調査課）

序論

法人税の転嫁に関する議論はその背景をなす問題意識とのつながりにおいて、はじめて鮮明に映像を浮かびあがらせるものである。たとえば現在未だ解決されていない法人税についての主要な政策上の問題を我々がいくつか検討してみると、必然的に法人税帰着の難問に遭遇する。その二、三を挙げてみると、

(1) 独立の法人税を課することは公平であるか、あるいはそれが株主に対する不公平な二重課税となるのかどうか、といういわゆ

る税制上の公平という問題や、

(2) 経済の全般的な活動水準、成長率および安定に対する法人税の効果、すなわち経済政策上の問題、

(3) 最近EECとアメリカ合衆国との関連で特に注目をあびてきた輸出と国際収支に及ぼす法人税の影響、などがそれである。

これらの問題は結局その根底において法人税帰着の一部である転嫁の理論の解明に依存している。^(註1)(1)から(3)までに示された問題

点は、国家歳入制度において法人税がいかなる位置を占めるのが妥当であるかという問に集約される。この問をめぐる論争は複雑

な様相を呈しながら展開されている。その原因は、誰が実際問題として法人税を最終的に負担するののかという法人税帰着^(註2)について見解が対立している点に求められる。ある意見によれば法人は当該租税の主要な部分を他の経済部門に転嫁させることが可能であるという。この見解を支持する人々が一般に述べているところを要約すると法人税の大部分が価格を上昇させるという調整手段に依って最終的には消費者に前転され、残った法人税の負担は生産の諸要素（例えば賃金とか原材料料費等）の支払を削減させる形で法人に後転されるという。この観点に立つと法人税の本質は売上げ税又は賃金税のそれと異ならないことになる。もう一方の意見によると、少なくとも短期においてはいかなる程度であれ法人税が転嫁されることはないというのである。それらの論拠は、短期における価格・生産決定は利潤に賦課される税率の変更によって何ら影響を受けるものではないことに求められている。この結論は周知の伝統的な経済学における価格決定の限界分析から直接導かれる。この見解を支持する人々は一般に、法人が投資のため資金調達を株式発行等の持分金融によって行なう場合、長期においては投資を減少させ、そのために結局は価格構造に影響を及ぼす

傾向にあると指摘する^(註3)。

法人税が転嫁されると説く人々は、企業者は多くの場合法人税を企業経営のコストとみなしている点に言及する^(註4)。これらの人々は一九二〇年以来投下資本に対する税引後の収益率がかなり一定に保たれてきたことを指摘する。法人税率が急上昇した期間においてもこの収益率という測定基準が一定であったことは、当該租税が現実には転嫁されたのだと彼等は説明している。他方において、法人は当該租税負担を回避することが可能であるという説を疑問視する人々は、粗国民生産物GNPに対する法人部門の粗利潤の比率が同じく法人税率の急上昇期においても一定であったという研究を援用する。この研究から、これらの人々はもし法人税が転嫁されたのであればこの比率は税率の上昇に伴って増大していたはずであるという説明をした。

上述した二つの測定基準に差異が存在している事実は資本―産出比率の変化によって説明することができるとしても、法人税帰着の論争は依然として解決されたことにはなっていない^(註5)。

現在、多くの研究者はこの問題に関して、以上述べてきた二つの立場の中間に位置している。例えば法人税転嫁の有無とその程

度は各企業によって異なり、その差異は産業内又は産業間の競争状態（独占、寡占、完全競争）の程度、価格政策、及び企業の一般的な業況に求められるという見解である。

法人税の転嫁に関して一般的に言い得る結論としては当該租税がある程度まで消費者により負担され、またある程度まで法人の株式保有者によって負担されていることが指摘されるにすぎない。^(註6)

以上のようなアメリカ合衆国の現状に鑑みてこの小論では当国における比較的新しい法人税転嫁論の幾つかを検討し、それらが内包する問題を幾つか指摘してみようと思う。数多い転嫁論の研究の中でも特にここでは実証的な議論を二、三とり挙げてみた。論理上コンシステントな体系をもつ転嫁論は現在までに幾つか存在している。しかし、たとえば伝統的な古典派経済学が想定する資源の完全雇用内でのホモエコノミクスによる利潤極大化行動という前提がどの程度まで現実を説明しているかという別の問題は極めて重要な意義を持ち、吟味されねばならない。しかし今日の法人税転嫁論は単なる論理的帰結のみを適用して議論されている場合が多いのである。上述したように現在極めて流動的な

法人税の転嫁について

アメリカの経済学界の中で、法人税転嫁論の有無や存在する場合その程度等の実証的な（計量経済等を用いた）研究は説得力ある議論の一つに数えられる。

このような理由から、ここでは収益率と市場に対する支配力の程度という二つの異なった観点から法人税転嫁論を扱った実証的な作品に限定した。

ラッチフォードとハンは一九五〇年代におけるアメリカ合衆国の法人税転嫁に関するサーヴェイ論文の中で転嫁論を次の三グループに分類して整理した。^(註8)

- (1) 法人税の少しも転嫁されない、または非常に僅かな部分しか転嫁されないと信ずるもの
- (2) 法人税の可変的かつ、しばしば不確定の量が転嫁されると信ずるもの
- (3) 法人税のすべてではないとしても殆どが転嫁されるというむしろ強い信念を表明するもの

この分類に従うところとより上げる研究で(3)に属するのは、

- (A) 収益率に及ぼす法人税の短期的効果をテーマとした

R. Musgrave 及び M. Krzyzaniak,^(註9) オハイオ

- (註12) 市轉の支配力の程度と轉嫁の程度を社團として R. Kilpatrick
がたしで轉じた研究の報告として(註13)を讀つたのである
- (註13) R. Goode や R. Gordon
がよんでゐる。
- (註14) R. Goode 著「法人税」譯者澤田
(註15) 88 th Congress 2nd Session 1964
[The Federal Tax System : Facts and Proposals
Materials Assembled by the Committee Staff for the
Joint Economic Committee]
Congress of the U. S. Chapt.3. p. 43—65
[Corporation Income Tax]
(註16) A. C. Herberger
[The Incidence of the Corporation Tax]
The Journal of Political Economy Vol. LXX no. 3
June 1962 p. 213—40 矢野龍溪譯
[The Corporation Income Tax : An Empirical
Appraisal]
Tax Revision Compendium Vol. 1
Committee on Ways and Means.
Nov. 16, 1959 p. 231—51
- (註17) C. E. Marberry
[On the Burden of the Corporate Income Tax]
National Tax Journal Vol. XI No. 4, pp. 323—334
(註18) R. E. Sliator
[The Enigma of Corporate Tax Incidence]
Public Finance XVIII, 1963 p. 330, pp. 348—349
(註19) D. T. Smith
[Federal Tax Reform] p. 191
(註20) R. Musgrave and M. Krzyzaniak
[Shifting of the Corporation Income Tax : An
Empirical Study of Its Short-run Effect upon the
Rate of Return]
Chapt. 1 譯者澤田 p. 1
Chapt. 2 譯者澤田 p. 8
(註21) B. U. Ratchford and P. B. Han
[The Burden of the Corporate Income Tax]
National Tax Journal Vol. X No. 4
Dec. 1957, pp. 310—24
(註22) R. Musgrave and M. Krzyzaniak op. cit.
(註23) R. W. Kilpatrick
[The Short-run Forward Shifting of the Corporation
Income Tax]
Yale Economic Essays Vol. 5, no. 2, Fall 1965

p.p. 355—426

(註11) R. Goode op. Cit

「改訂日本版」の序文」

(註12) R. J. Gordon

「Incidence of Corporation Income Tax」

The American Economic Review Vol. LVII, no. 4

Sept. 1967 pp. 731—758

II 資本の収益率と法人税 転嫁との関係

序論において指摘したように諸々の観測データ一般から転嫁の有無が多々論じられてきた。しかし、この種の議論で致命的な点は税率変更の効果、と当該租税以外の経済的諸要因が変化した場合に生ずる効果、とを混同していることであろう。転嫁の有無を示す指標を何に求めるかという問題はさておいて、一たびこれらの指標の変化に言及する以上、租税以外の諸要因が及ぼす作用を極力分離しなければならない。

ここでとりあげるマズグレイヴ・クルデザニアークの研究が分析の出発点において最も意識した問題の一つは、いかにして上に

法人税の転嫁について

述べた二つの効果を体系的に分離するかという一事である。初めに、法人税率変更の帰結がいかなる対象に現われ、それをどのように測定すべきかに言及しておく必要がある。例えばそれは価格、賃金、要素の分け前、投資、過重負担、産業部門間での資本移動等へ影響するものと考えられてきた。マズグレイヴ・クルデザニアークは資本の収益率に法人税が及ぼす効果を考察する。ところで、彼等の法人税転嫁についての定義には、彼等の研究の発想法が明確に示されている。すなわち「法人税転嫁とは当該租税の賦課が納税者に課す負担をその納税者がいかに回復するか」という問題意識と関連している。ここで負担とは、当該租税が現実賦課された状態と、仮にその租税が賦課されなかったと想定した場合の状態との差異である。(なお彼等は後者を「差別的帰着」と称している。)この差異を計量化するため転嫁度という尺度、すなわち「納税者が潜在的な負担(上で述べた負担の回復に関して納税者側に何の調整も行われなかった場合結果的に生じてくる負担)を回避したり回復する程度を測定する尺度」が設定される。以上の発想を方法論的な段階で具体化すると、理論モデルを組み資本の収益率を幾つかの先決変数の函数として推定し次

に、求められたパラメータを用いて先に述べた転嫁度を導出する。この分析は短期的な調整に限定される。ここで短期的とは理論的性質をもつ時間区分であつて、企業の設備能力が変化しない極く短かい期間（例えば1〜2年）を指している。短期的効果は一定の設備・稼働力の下で、価格か資金の支払費用の変化を通じて現われる。したがつて資本ストックの成長は考慮されない。マズレイヴ・クルデザニアークは短期的効果を重視する。転嫁の指標として収益率を用いたことは先に指摘した。しかし、これ以外に諸々の転嫁指標が考えられる。そこで収益率を用いたことのメリットと、例えば付加価値の分け前という指標との対比等について一言しておく。

イ 収益率という指標

この指標は投資活動が資本形成の水準や資源配分および成長と、いろいろの側面で、理論的な関連を有しているために選定された。具体的には総資本所得（利潤＋受取利息、配当金）を総資本に関連づけるという形で定式化される。仮に租税効果が純収益率を減少させることになれば、全体として投資は利潤を低下せると考えることもできる。この観点に立てば法人利潤は法人の持

分に関連づけられるであろう。しかし投資の利益性は借り入れ金融による資本調達や非法人組織部門への資本流入を誘発させることによりどこかで制約される。したがつて、租税のみが収益率を阻害する要因ではないことが理解される。

ロ 分け前という指標

これは主に租税の分配効果と関連する。具体的には総資本を企業の付加価値総額と結合させる。もしも租税が資本の分け前を減少させ、かつ資本の分け前が資本の規模別階層毎に累進税率を適用され、その場合の累進度が労働の分け前に対するよりも不平等に按分されると仮定すれば、このような租税は所得不平等を傾向として減少させると彼等は推測している。

参考までにイ、ロの指標を過去の観測データにまとめて表にしたものが表I—1〜I—4である。

「他の事情にして等しき限り」という仮定を落とすと、以上の説明は全く違った様相を呈してくる。市場構造の変化という租税以外の要因が生ずる可能性もあるし、強力な労働組合の力が粗収益率を低下させる可能性も考えられる。この他にも幾つかの可能性が存在するであろう。その結果、以上の議論からは何ら確定的な

表 1—1 法人部門及び総事業部門に於て生ずる所得の要素分け前 (組表示)

No.	指 標	1922—29(b)	1929(b)	1930—39(b)	1936—39(b)	1940—49(b)	1948—59(b)
	法人付加価値に対する 9, 10の比率 (%)						
9	課税前の法人組織の利潤(a)	19.2	21.8	9.8	14.8	23.8	22.6
10	課税前の法人組織の利潤プラス 法人部門が非法人部門に支払った利子 企業の付加価値総額に占める11, 12, 13, 14の比率	23.0	25.4	15.4	19.2	24.7	22.8
11	課税前の法人組織の利潤	—	14.3	6.3	9.6	15.5	15.7
12	11プラス 利子	—	16.6	9.9	12.4	16.1	15.8
13	11プラス法人形態になっていない 企業の所得	—	35.5	27.0	31.1	37.3	33.2
14	13プラス 利子支払総額	—	38.8	32.0	34.7	38.2	33.6

(a) 相互会社 (mutuals)、協同組合 (co-operatives)、商業協会 (trade associations) 及び非営利団体 (non-profit organizations) は法人組織形態をとる企業とみなされる。

(b) 資料源 : H. D. Osborne と J. B. Epstein, Corporate Profit Since World War I, Survey of Current Business, U. S. Department of Commerce, Jan, 1956, pp. 8—20

(c) 資料源 : U. S. Income and Output, A Supplement to the Survey of Current Business. U. S. Department of Commerce 1958. Table, 1—12, pp. 134—35

表1-2 課税後の純収益率・全法人及び全製造業

No.	項 目	平均(パーセント)			パーセント変化	
		1927-29	1936-39	1955-57	1927-29から 1955-57まで	1936-39から 1955-57まで
1	法定税率	11~13.5	15~19	52.0	40.0	35.0
2	全製造業、総資本ベース 課税後の収益率	7.6	6.3	8.5	11.2	35.6
	資本回転率	109.0	118.5	195.0	78.8	64.5
	マージン	6.9	5.2	4.3	-37.8	-16.3
3	全製造業、持分ベース 課税後の収益率	8.0	6.3	9.4	18.2	50.6
	資本回転率	134.7	113.0	240.8	-33.8	113.2
	マージン	5.9	4.6	3.9	n. c. (a)	-14.7
4	全製造業、持分ベース 価格変化調整済み (棚卸評価益込み)				n. c. (a)	
	課税後の収益率	n. c. (a)	6.5	6.3	n. c. (a)	-2.1
	資本回転率	n. c. (a)	141.4	225.1	n. c. (a)	59.1
	マージン	n. c. (a)	4.7	2.8	n. c. (a)	-40.2
5	全製造業、持分ベース 価格変化調整済み (棚卸評価益込み)					
	課税後の収益率	7.8	6.7	7.3	-6.5	9.0
	資本回転率	135.4	141.4	225.1	66.3	59.1
	マージン	5.8	4.6	3.2	-43.9	-30.1
6	全法人、持分ベース 課税後の収益率	7.0	4.0	7.5	20.5	87.5
	資本回転率	85.7	69.8	176.6	106.0	152.8
	マージン	8.2	5.6	4.8	-41.8	-15.2

棚卸評価調整の時系列は利用できなかった。

表 I—3 転嫁度・全製造業 (a)

No.	項 目	平均粗収益				転 嫁 度 (b)	
		1927—29	1936—39	1955—57	1927—29年に対 する1955—57	1936—39年に対 する1955—57	
1	持分ベース	8.7	7.9	18.9	1.239	1.362	
2	総資本ベース	8.1	7.5	16.1	1.070	1.344	
3	持分ベース、価格変化調整						
	(棚卸評価益込み)	—	7.9	15.2	—	0.985	
4	持分ベース、価格変化調整						
	(棚卸評価益込み)	0.6	8.2	16.2	0.999	1.138	
5	持分ベース、資産5億ドル以下	—	7.8	16.9	—	1.243	
6	持分ベース、資産5億ドル以上	—	8.1	10.2	—	1.406	
7	15大製造業会社						
	(デライスリーダー)	—	10.9	27.0	—	1.468	
8	15大製造業会社						
	(デライスフオロワー)	—	11.5	25.5	—	1.402	
9	26鉄鋼・製鉄会社	—	9.0	26.9	—	1.568	
10	12紡織業会社	—	9.6	10.3	—	0.2136	
11	平均法定税率	10.0	17.0	52.0	—	—	

(a) 式は、
$$S_{01} = \frac{Y_{0,1} - Y_{0,0}}{Y_{0,1} - Y_{0,0}} = \frac{Y_{0,1} - Y_{0,0}}{L_1 - L_0}$$
 ことでは L_i 資本で除いた租税債務比率

(b) 転嫁推定には、実効税率が使用された。

表1-4 課税後の純収益率（全製造業のサブグループ）

No.	項 目	均		百分率変化 1936—39から 1955—57まで
		1936—39	1955—57	
	全製造業（持分ベース）			
1	資産5億ドル未満の会社	6.3	8.1	+28.1
2	資産5億ドル以上の会社	6.8	10.3	+51.6
	業種別グループ、総資本ベース			
3	紙・パルプ	5.0	9.1	+82.2
4	ゴム・加工品	5.6	9.2	+64.0
5	皮・皮革製品	3.7	6.5	+77.5
6	食料・食品製品	5.9	7.2	+23.1
7	セメント、ガラス、窯業	6.6	10.8	+64.3
	業種サブグループ（持分ベース）			
8	26鉄鋼、製鉄会社	7.1	13.6	+90.8
9	12紡織業会社	7.6	5.1	-33.1
10	15大製造業会社 (プライムリーダー)	9.1	14.4	+58.4
11	15大製造業会社 (プライムスロウロー)	9.4	13.4	+42.9

帰結は導けない。従つて、第一段階として「他の事情にして等しき限り」という制約を緩和するような方法論を設定しなければならぬ。この展開については後で概略する。序論で指摘した問題

点との関連において収益率を用いたアプローチは、税制上の公平という問題、例えば、「二重課税」を持分という観点から、また経済政策の問題、例えば成長効果を資本投下等の刺激誘因という観点から把握するであろう。なお、序論の問題点(画)、すなわち實際収支との関連においても、収益率は各国間の資本移動と密接に結びついているため、この指標による接近は有益であろう。以上の収益率指標がもつメリットに加えて概念的にも他のアプローチより単純であり、利用可能なデータという点からみても相対的に優れている。この接近法による一つの応用例としては、資本規模、産業の型、市場の状態等のカテゴリー別に、各々サブグループを作り、それぞれの差別的転嫁度を測定することが考えられる。

次に、方法論を概略しよう。

企業が法人税に対していかなる反応を示すかという行動仮説から説明する。マズグレイヴ・クルヂザニアークは前掲書におい

法人税の転嫁について

て、企業の価格形成が伝統的価格理論よりも現在の企業慣習であるフルコスト原則に依拠しているとの仮説を統計的検証の結果支持している。

行動仮説を収益率と租税との関連で定式化するとき、単純な線型函数から検討するのが理解し易い。

$$Y_g - Y_r = a \frac{T}{K} \dots \dots \dots (1)$$

(1)式は、企業が法人税額Tによって受けたマイナスの収益率 $\left(\frac{T}{K}\right)$ のうちa%を粗収益率 Y_g の充分な増大により補なうことを意味している。a=1とすると企業は当該租税を100%完全に転嫁させ、a=0とすると企業は当該租税を全然転嫁しない。

$Y_g - Y_r$ とは当該租税が納税者に課す「負担」である。これは前定義に基づいている。なお、以後「r」(プライム)は租税賦課が存在しないと仮定した状態を表現する。

$$Y_g - Y_r = bZ \dots \dots \dots (2)$$

(2)式は、企業が税率Zの一定な小部分、すなわちa%だけ粗収益率 Y_g をひき上げることを表わしている。この際Zには法定税率と実効税率の両者がそれぞれ用いられる。ここで法定税率と

は比較的大きな企業に適用される税率であると定義される。欠損会社とか税率の累進性等の要因により、普通実効税率は法定税率以下である。

以上が収益率と法人税賦課を基軸とした企業の行動仮説である。前に触れたが、マズグレイヴ・クルヂェニアークの一般的な接近法は収益率を従属変数として租税要因が先決変数の中に含まれる函数を時系列的にフィットする。ついで租税変数の回帰係数を決定し、これらをもとにして観測された収益率と租税が賦課されないと仮定した場合の収益との差を検定する。この段階で一つの転嫁尺度が導かれる。

まず収益率函数を概略する。

実験の結果、次の一般式が設定される。

$$Y_{g,t} = a_0 + a_1 C_{t+1} + a_2 V_{t+1} + a_3 J_t + a_4 X_t + a_5 C_t + a_6 X_{t+1} + U_t \dots \dots \dots (3)$$

ここで ΔC は消費の変化分、 V は在庫・売上げ比率、 J は法人税以外の租税変数、 G は連邦政府購入、 X は法人税変数(後でもっと具体的に定義される)である。体系をより良く決定する目的でラグ付きの変数が使われた。次に企業の行動仮説の差

異により上記の法人税変数の内容を規定する。

(2)式で示した行動仮説から始めると X を法人税率と置き、法定および実効率がそれぞれ用いられて以下の形に直される。

$$Y_{g,t} = b_0 + b_1 G_t + b_2 V_{t+1} + b_3 J_t + b_4 Z_t + b_5 G_t + b_6 Z_{t+1} + U_t \dots \dots \dots (2')$$

モデル(2')は完全に誘導化され、最小二乗法を用いて推定される。なお、税率は表1-5のとおりである。

仮説(1)で示した行動仮説では、(3)式の X に租税債務の絶対額 Z が用いられる。ここで Z は法定税率 Z と粗利潤 Y_g の積である。この場合、独立変数であるはずの Z が粗利潤 Y_g によって粗利潤率 Y_g に依存している。このために Z の導入により(3)式は非線型となり、体系が完全に誘導化されないため、最小二乗法を用いた推定は非論理的な結果を与える。それにもかかわらずマズグレイヴ・クルヂェニアークが行動仮説(1)に基づいてこの型の租税効果を推定した理由は、実業家が考える転嫁とは租税債務の回復と仮定したためである。変数 Z は標準化のため K_{t+1} で除せられ、 X として $Z = Z/K_{t+1}$ が使われる。その結果(1)式は、

表 I—51 税率

所得年度	法人				税率		平均的な株式保有者に より支拂われる持分所 得に対する個人 の限界税率	平均的な株式保有者に より支拂われる配当所 得に対する個人 の限界税率	差別的税率 【VII—III】
	II 利潤税	III 超過 利潤税 (a)	IV 合計 (a)	V 利潤 (実効税率)	VI 純資 産	VII n. c.			
1929	0.11	—	0.11	0.138967	0.016252	n. c.	n. c.	n. c.	
1934	0.1375	—	0.1375	0.265925	0.006893	n. c.	0.241454	n. c.	
1935	0.1375	—	0.1375	0.193777	0.009305	0.290933	0.241454	0.049479	
1936	0.15	—	0.15	0.164245	0.015608	0.353992	0.264298	0.089694	
1937	0.15	—	0.15	0.174704	0.016664	0.346078	0.264298	0.081780	
1938	0.19	—	0.19	0.232354	0.009020	0.361787	0.264298	0.097489	
1939	0.19	—	0.19	0.176735	0.015245	0.340328	0.264298	0.076030	
1940	0.24	—	0.24	0.291210	0.036838	0.367437	0.262250	0.105187	
1941	0.31	0.30	0.61	0.473883	0.110520	0.687809	0.362167	0.325642	
1942	0.40	0.40	0.80	0.602333	0.168564	0.785915	0.446425	0.339490	
1943	0.40	0.40	0.80	0.635355	0.189388	n. c.	n. c.	n. c.	

(Musgrave, op. cit. p. 28)

表 I-5 (続き)

I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
1944	0.40	0.40	0.80	0.632157	0.858847	0.858847	0.514284	0.344563
1945	0.40	0.40	0.80	0.596087	0.096147	0.870275	0.514284	0.355983
1946	0.38	—	0.38	0.395009	0.070817	0.546284	0.514284	0.006170
1947	0.38	—	0.38	0.378862	0.092338	0.533547	0.514284	-0.006567
1948	0.38	—	0.38	0.375952	0.088164	0.515455	0.440042	0.075413
1949	0.38	—	0.38	0.384767	0.064769	0.536956	0.440042	0.096914
1950	0.42	—	0.42	0.448017	0.118974	0.562615	0.440042	0.122573
1951	0.5075	0.17	0.6775	0.569392	0.144887	0.779422	0.512033	0.267389
1952	0.52	0.18	0.70	0.561143	0.108360	0.808709	0.512033	0.296676
1953	0.52	0.18	0.70	0.566367	0.110086	0.804353	0.512033	0.292320
1954	0.52	—	0.52	0.516113	0.082460	0.689086	0.515514	0.173572
1955	0.52	—	0.52	0.499612	0.108097	0.689086	0.515514	0.173572
1956	0.52	—	0.52	0.498570	0.093204	0.689086	0.515514	0.173572
1957	0.52	—	0.52	0.506920	0.082604	0.695162	0.515514	0.179648
1958	0.52	—	0.52	0.509619	0.064105	0.692136	0.515514	0.176622
1959	0.52	—	0.52	0.497678	0.080291	0.692136	0.515514	0.176622

表 I-5 注 (a) 1941~45年間は、合計税率が最高税率で表示されている。超過利潤率は最高税率と現行法人税率の差として定義される。
 (b) これには、法人利権税、超過利権税、全製造業の未配当利権税、欠損企業が含まれる。
 (c) これは以下のよう計算される。 f_t = 全製造業に対する t 年度の税引き総利潤 ÷ 支払済み総配当額
 X_t = t 年度の譲渡所得税率 Z_t = 法定課税総計と (VII欄) U_t = 個々の限界税率 (VIII欄)
 V_t = 持分所得に対する法人及び個人税率 (IX欄) $V_t = Z_t + f_t (1 - Z_t)$ $U_t + 0.2 (1 - Z_t)$ X_t となる。
 ここで 0.2 は譲渡所得が実現化されるときのフラクショナルである。

$$Y_{g,i} = a_0 + a_1 C_{i-1} + a_2 Y_{i-1} + a_3 J_i + a_4 L_i + a_5 G_i + a_6 L_{i-1} + U_i \dots (1) \text{となる。}$$

(1)の推定には操作変数法が用いられた。

以上の結果は表1-7 (p.182)にまとめられている。

ここでマズグレイヴ・クルヂザニアークの理論的な一般モデルについて簡単に触れねばならない。回帰式のフィットの良さを重視する結果として、理論的には極めて不明確な考えが露見される。具体的には前掲書 p.35を参照された。

最後に転嫁度について説明すると粗収益率表示によれば、転嫁度は $S_{g,i} = \frac{Y_{g,i} - Y^i}{Z_i^* Y_{g,i}}$ として測定される。ここで右辺の分母は(マイナスの)収益率 L_i である(租税負担率であり、分子は法人税賦課による収益率の上昇部分(転嫁させた部分)である。ところで式においてももしも租税が存在しないと仮定した場合($L_i = 0$) $Y_{g,i} = Y^i$ となり再びを導入すると(1)式は $Y_{g,i} = Y^i + a_4 L_i$ となる。この式を変型して $a_4 = \frac{Y_{g,i} - Y^i}{L_i}$ を得る。

ところが前の定義により $L_i = T_i / K_{i-1}$ 且 $T_i = \pi_{g,i} Z_i$ ($\pi_{g,i}$ は粗収益)。よって、 $L_i = \frac{\pi_{g,i}}{K_{i-1}} Z_i$ 右辺の前項は粗収益率 $Y_{g,i}$ の定義に他ならない。従って $Y_{g,i} Z_i$ 以上のことから $a_4 = S_{g,i}$ である。

法人税の転嫁について

従って式の転嫁度はパラメータ a_4 そのものである。

以上の転嫁度を測定した結果は表1-6に示されている。いずれの転嫁度も一〇〇%以上である。すなわち粗収益率の増加は市場条件を考慮すると大体前転したことを示す。この結果を説明するためマズグレイヴ・クルヂザニアークは二つの仮定をおく。その一つは寡占者が税率の変化を価格引き上げの「シグナル」とみなすこと。第二に企業は租税部分を取りもどすのに熱心すぎで負担額を超過してしまうこと。なおこの他に一〇〇%以上の転嫁から当然法人は利潤部分から法人税を支払っておらず、したがって資本ストックが長期的に抑制されることはない。法人部門の収益率も低下しないから、ハーバナーが指摘するような差別的影響は存在しない。なお、一〇〇%以上の転嫁が生ずると減税の効果は逆に価格を引き下げることになりそうであるが、ここに減税の歯止め効果が作用して価格は下がらないことを指摘する。

以上の結果、マズグレイヴ・クルヂザニアークは帰結として次のような政策的意味づけを彼等の研究に賦与した。

- (1) 法人税の増税は経済成長を抑制しない。
- (2) 株主に対する二重課税は存在しない。

表 I—6 転嫁度の推定

全製造業	個別データのみに基づく収益率 ^(a)		中デフルA (b)	年 戦前・戦後
	1927—29 年に対する1955—57年	1936—39 年に対する1955—57年		
自己資本ベース	124%	136%	123%	108%
総資本ベース	134	134	134	121
自己資本ベース (調整済み)	—	99	101	78
自己資本ベース (資産5億以下)	124	121	121	117
自己資本ベース (資産5億以下)	141	129	129	42
製造業以外のデフル— 15大会社 15大会社 26製鉄会社 12繊維会社	147 140 — —	111 89 157 21	111 89 123 123	111 118 122 175

Musgrave op. cit. p. 64

注 (a) 租税以外の要因によって収益率が影響されないと想定した場合

(b) 表 I—5 及び表 I—6 参照モデルAは標準型である。

- (3) 利潤の中、配当部分は個人所得税で課税されるが留保分は課税されないために、個人所得と統合されることが必要である。
- (4) 法人税が一般売上税の性格をもつから、それが累進的にならないよう留意する。
- (5) 一般売上税の性格をもつといっても、法人利潤に対して税率が適用されるのであるから相対価格を変化させる。
- (6) 減税は収益を増大させ、資本形成に有益である。

＝ゲードの批判＝

マズグレイヴ・クルゼザニアークの研究に対し、まず R. Goode の批判を挙げておく。

ゲードの問題意識は「法人税のように課税範囲が広く租税収入が大きい租税の経済的效果を分析するときには総需要を抜きにして考えることは難しいと思われる。部分均衡分析にも重要な意味がないことはないが、それは総所得と金融面の効果を分析して補足する必要がある。」^(註一)という表現の中にうかがわれる。すなわち総需要面からの接近にゲードは重点をおく。このような観点から「連邦法人税……は、主として総需要と雇用に及ぼすその効果を

通じて、物価水準に影響を及ぼす。もしも法人税が著しく投資を減少するならばそれは乗数倍の総需要の減少をもたらすであろう。有効需要の減少は、通常物価水準の低下を意味するのであって、その上昇を意味するのではない。このような考え方は、租税がインフレ抑制の手段であるという一般に受け入れられている考え方の基礎となっている。法人税は一層強い、デフレ要素をもつその他の租税に代わって設けられる場合にのみ、物価水準の上昇をもたらすであろう。このような理論の展開は、伝統的な帰着理論を間違つて拡張していった場合に得られるものと全く相違しているであろう。……法人税が転嫁されるといえるかどうかは、一つには言葉の使い方の問題である。確かにそれは株主以外の人々にも不利な影響を与え、そして長期的にはおそらく商品の相対価格になんらかの影響をひきおこすであろう。他方、法人税の大部分が賃金から徴収されるとか、あるいは、特定の商品に対する消費税が買手に転嫁される傾向があるのと同じように、消費者に転嫁されるといふ考え方には、ほとんど根拠がないように思われる。分析と政策の双方の目的にとつて最も重要な結論は……短期的帰着が主として法人利潤に及ぶことである。^(註2)「という帰結に、

法人税の転嫁について

たる。マズグレイヴ・クルデザニークに対する批判は、グード自身が相当の推定モデルを設計してなされたのではなく、彼等の推定結果を吟味する形で展開された。^(註3)そこから「マズグレイヴ・クルデザニークの結論は事実と反するように思われる。それは法人税の価格に対する短期的な効果を、価格水準と税込利潤に影響を及ぼすその他の一層重要な要因からうまく切り離すことができていないことに主な原因があるのではないかと思われる。法人税以外の要因としてよく識られているものには、全般的な経済活動の変動と経済的資源の需給関係がある。」^(註4)という点が批判の中心的な対象として指摘された。

(註1) R. Goode op. Cit. 改訂日本版への序文 p (6)

(註2) R. Goode op. Cit. 第五章 76—77

(註3) M. Krzyzaniak 編集

「Effects of Corporate Income Tax」中

R. Goode "Rates of Return, Income Shares, and Corporate Tax Incidence" pp. 207—46

R. Goode.

"Who Bears the Corporate Income Tax"

University of Chicago Law Review XXXII

Spring 1965 pp. 410—19

(註4) R. Goode 「法人税」

「改訂日本版への序文」 p. (4)

＝ R. J. Gordon の批判 ＝

マズグレイヴ・クルヂザニアークの研究に対する体系的な批判はゴードンによって (Gordon op. cit.) 展開された。ゴードンは彼等と全く逆に平均的にみれば、アメリカ合衆国の製造業において短期的な法人税の転嫁は生じていないという結論に達した。ゴードンの問題提起は、マズグレイヴ・クルヂザニアークが念頭においたフルコスト価格形成が必ずしも自動的に法人税転嫁を結果しないのではないかという疑問に発している。ゴードンは自己完結的な価格形成モデルを設定し、それを時系列回帰式によって推定する。ここで従属変数には、利潤の分け前指標と収益率指標の二つが用いられ、独立変数は法人税率その他幾つかの変数である。特に独立変数を選定する場合、景気変動を考慮して規模変数を考慮する。ゴードンに従ってモデルを概説すると (Gordon op. cit. pp. 735-740)

A 租税が存在しない場合の企業フルコスト価格形成

1 生産労働者に対する企業需要 (L_i^a)

$$L_i^a = Q_i / q_i^a \quad Q_i: \text{生産量} \quad q_i^a: \text{生産労働者の平均生産量}$$

2 非生産、または固定労働者 (管理・研究および専務労働者) に対する企業需要 (L_i^f)

$$L_i^f = Q_i^w / q_i^w \quad Q_i^w: \text{最大稼働時の生産量}$$

q_i^f : 非生産労働者各々が維持する必要のある Q_i^w の単位

3 原材料需要 (M_i)

$$M_i = b_i Q_i$$

4 企業の経常コスト (C_i)

$$C_i = W_i^a L_i^a + W_i^f L_i^f + P_i^m M_i$$

W_i^a : 生産労働者の賃金率

W_i^f : 非生産労働者の賃金率

P_i^m : 原材料価格

4. 1. 2. 3. を代入して

$$C_i = \frac{W_i^a}{q_i^a} + b_i P_i^m \quad Q_i + \frac{W_i^f}{q_i^f} Q_i^m$$

5 マークアップ比率 \bar{m}_i を平均総コスト (C_i) にかけることで生産物価格 (P_i) が決定される。

$$P_i = m C_i^k = m \frac{W_i^p + b p_i^m + W_i^f}{q_i^p}$$

6 総収入 $R_i = p_i Q_i = m \frac{W_i^p}{q_i^p} + b p_i^m + \frac{W_i^f}{q_i^f} Q_i$

7 租税が存在しない場合の現金の流れ Z_i^f

$$Z_i^f = R_i - C_i = (m-1) \frac{W_i^p}{q_i^p} + b p_i^m + m \frac{W_i^f}{q_i^f} Q_i - \frac{W_i^f}{q_i^f} Q_i$$

8 W_i^p, W_i^f, p_i^m について、メーカーが充分利用できない。そのほか、 h_i は賃金を q_i^p, q_i^f および p_i^p (一般物価水準) の函数と想定し、 p_i^m と p_i^p と比例する と想定した。

(i) $W_i^p = e P_i^p q_i^f$

(ii) $W_i^f = f p_i^p q_i^f$

(iii) $p_i^m = g p_i^p$

9 7. 上の (iii) を代入し、かつ $p_i/p_i^p = h_i$ とすると

$$Z_i^f = (m-1)(e+bg) + m f \frac{p_i Q_i}{h_i} - f \frac{p_i Q_i}{h_i}$$

10 推定される型は

法人税の転嫁について

$$Z_i^f = \alpha_1 \frac{R_i}{h_i} + \alpha_2 \frac{R_i}{h_i} + u_i$$

ここで $R_i = p_i Q_i, R_i^{2e} = p_i^2 Q_i^2, u_i$ は誤差項

10 式を標準化するたると K_i (資本) で割ると収益率指標が求められる。 R_i (総売上) で割ると利潤分付前指標を得る。更に規模の変数として生産物の増加率 $\Delta p_i/p_i$ と生産物価格の変化率を利潤決定に影響する要因として加える。この二つは景気上昇の初期段階では賃金より価格の上昇が速く、利潤は $\Delta Q_i/Q_i$ と同じ方向に変化する。 $\Delta p_i/p_i$ 棚卸評価益に影響を及ぼすから。

この結果 10 式は

$$10-(i) \frac{Z_i^f}{K_i} = \alpha_1 \frac{p_i}{h_i K_i} + \alpha_2 \frac{R_i^2}{h_i K_i} + \alpha_3 \frac{\Delta p_i}{p_i} + \alpha_4 \frac{\Delta Q_i}{Q_i} + u_i'$$

$$10-(ii) \frac{Z_i^f}{R_i} = \alpha_1 \frac{1}{h_i} + \alpha_2 \frac{R_i^2}{h_i R_i} + \alpha_3 \frac{\Delta Q_i}{p_i} + \alpha_4 \frac{\Delta Q_i}{Q_i} + u_i'$$

B 法人税を A に導入した場合

代表企業は法人税の負担を前転せしめることになって、税引利潤に対しある一定の税率の影響を減らすことができる。

法人税の転嫁について

税引利潤額 $\pi_i^g = \pi_i - T_i + \alpha_5 T_i$

π_i^g 租税なき場合定めたときの利潤額

T_i' 租税食抽額

税込み利潤額 $\pi_i^g = \pi_i^g + T_i$

上記の総額 $T_i = U_i \pi_i^g$ U_i : 税率

$$11 \quad \pi_i^g = \frac{\pi_i^g}{K_i} = \frac{\pi_i^g}{(1-\alpha_1 V_i) K_i} \dots \dots 10$$

$$\frac{\pi_i^g}{K_i} = \frac{\pi_i^g}{K_i} + \alpha_1 V_i \frac{\pi_i^g}{K_i} + U_i \dots \dots$$

○ $Z_i' = \pi_i^g + D_i$ を用いて $D_i =$ 減価償却 + 減耗償却 +

$$\frac{Z_i'}{K_i} = \frac{Z_i'}{K_i} - \frac{D_i}{K_i} \dots \dots$$

$$\frac{\pi_i^g}{K_i} = \frac{Z_i'}{(1-\alpha_5 V_i) K_i} - \frac{D_i}{(1-\alpha_5 V_i) K_i} \dots \dots 12$$

12 式を 10-(ii) に代入すると

$$13 \quad \frac{\pi_i^g}{K_i} = \alpha_1 \frac{R_i}{(1-\alpha_5 V_i) h_i K_i} + \alpha_1 \frac{R_i}{(1-\alpha_5 V_i) h_i K_i}$$

$$+ \alpha_5 \frac{A p_i}{(1-\alpha_5 V_i) p_i} + \alpha_4 \frac{A Q_i}{(1-\alpha_5 V_i) Q_i}$$

$$- \frac{D_i}{(1-\alpha_5 V_i) K_i} + U_i'$$

10 (ii) に代入すると

$$14 \quad \frac{\pi_i^g}{R_i} = \alpha_1 \frac{1}{(1-\alpha_1 V_i) h_i} + \alpha_1 \frac{Q_i}{(1-\alpha_5 V_i) h_i R_i}$$

$$+ \alpha_5 \frac{A p_i}{(1-\alpha_5 V_i) p_i} + \alpha_4 \frac{A Q_i}{(1-\alpha_5 V_i) Q_i}$$

$$- \frac{D_i}{(1-\alpha_5 V_i) R_i} + u_i'$$

すなわち最終的には 13, 14 式を推定する必要がある。これは非線型であるため、ナイミー展開を用いて線型の近似式を求める。手続的にはフスマン・イマ・クルチザニフックが操作変数法を用いたのと対照的である。

すなわち (n+1) 回目を真のパラメーターに近似した方程式が

求めることができる。例えば 13, 14'

$$13' \quad \frac{\pi_i^g}{K_i} + \frac{D_i}{K_i} = \alpha_1 \frac{R_i}{X_i^{(n)} h_i K_i} + \alpha_1 \frac{R_i^*}{X_i^{(n)} h_i K_i}$$

$$+ \alpha_5 \frac{A q_i}{X_i^{(n)} p_i} + \alpha_4 \frac{A Q_i}{X_i^{(n)} Q_i}$$

$$+ \Delta \alpha_5^{(n+1)} \frac{V_i}{[X_i^{(n)}]^2} + \alpha_1^{(n)} \frac{R_i}{h_i K_i}$$

$$+ \alpha_1^{(n)} \frac{R_i^*}{h_i K_i} + \alpha_5^{(n)} \frac{A p_i}{p_i} + \alpha_4 \frac{A Q_i}{Q_i}$$

$$-\frac{D_i}{K_i} + u_i' \dots \dots \dots (13)'$$

となる。このとき $X_i^{(w)} = (1 - a_i^{(w)}) V_i$

同様に R_i について求められる式を推定する。

なおこの推定には、マサチューセッツ工科大学 Slow School of Management IBM 1620 が使われた。表 I-7 参照 (P. 217)

これから明らかに、短期的転嫁はマスグレイヴ・クルヂザニア
 ークとは異なっている。第一に短期的転嫁が殆ど生じていない。
 第二に後転の存在が示されている。これらの解釈は、企業は総収
 入に対する利潤の一定割合を確保しようとする行動を通じて価格
 を決定することを意味している。10—13 は利潤が資本の生産性に
 依存していることを表わしていた。以上の結果、資本の平均生産
 性上昇にもない、企業は売上に対する税込利潤の比較的一定な
 割合を維持することができた。また資本に対する平均税込収益率
 は資本の生産性が上昇するとき、同様に上昇することを想像させ
 ると結んでいる。以上がゴードンのマスグレイヴ・クルヂザニア
 ークに対する批判であるが、前述したように、この批判そのもの
 が極めて独自の貢献をなしている点に注目する必要がある。

法人税の転嫁について

表 I-7 ケルザニアーク・マスグレイヴの推定とゴードンによる推計の対照表

従属変数	独立変数	変数	R ²	タンベーンワ トン比率 $D-W$	標準エラー スター	期間	推定方法												
K-M r_{vm}	定数項	$\frac{\Delta C_{i-1}}{\text{消費の変化分}}$	V_{i-1} 在庫・売上 比率	$\frac{J_i}{\text{法人税以外の租税変数}}$	$V_i r_{vm}$ 租税変数	V_i	R ²	タンベーンワ トン比率 $D-W$	標準エラー スター	期間	推定方法								
												(I-1A)	0.281 [2.314]	0.411 [2.741]	-0.509 [-2.926]	-0.834 [-4.759]	1.358 [11.682]	1935-42 1948-59	操作変数法
												(I-1B)	0.271 [2.241]	0.344 [2.231]	-0.444 [-2.485]	-0.884 [-5.094]	1.455 [10.504]	1935-41 1948-59	操作変数法
(I-1C)	0.373 [2.761]	0.432 [2.391]	-0.800 [-3.391]	-0.941 [-4.528]	0.921 [8.500]	1935-41 1948-59	非線型(注) 方程式を用 いた推定												
ゴードンの方 程式	$\frac{R_i}{h_i K_i}$	$\frac{R_i}{h_i K_i}$	$\frac{R_i}{h_i K_i}$	$\frac{\Delta p_i}{p_i}$	$\frac{\Delta Q_i}{Q_i}$	V_i	R ₁	D-W	標準エラー スター	期間	推定方法								
												(I-2K)	0.171 [3.562]	-0.060 [-1.799]	0.105 [1.423]	0.666 [2.270]	0.143 [0.738]	1935-41 1948-56	非線型(注) 方程式を用 いた推定
												(I-2R)	0.15 [3.940]	-0.045 [-1.759]	0.071 [1.460]	0.062 [3.968]	0.214 [1.340]	1933-41 1949-59	同上

$\frac{Z_i}{K_i}$	$\frac{R_i}{h_i K_i}$	$\frac{R_i^k \cdot}{h_i K_i}$	$\frac{\Delta p_i}{p_i}$	$\frac{\Delta Q_i}{Q_i}$	Y_i	Y_i			
(1-3 R)	0.176 [8.942]	-0.062 [-4.480]	0.043 [1.541]	0.056 [3.567]	0.110 [1.220]	0.110 [1.220]	0.67	0.110 [1.220]	1925-41 1946-62
$\frac{Z_i^k}{R_i}$	$\frac{1}{R_i}$	$\frac{R_i^k}{h_i K_i}$	$\frac{\Delta p_i}{p_i}$	$\frac{\Delta Q_i}{Q_i}$	Y_i				
(1-3 R)	0.179 [13.123]	-0.065 [-7.175]	0.051 [2.224]	0.060 [4.506]	0.057 [0.693]	0.879	2.05	0.57 [0.693]	1925-41 1946-62

(注1) この表で用いられている記号は次のようである。

ΔC_{i-1} 一年の遅れを伴った消費・GNP 比率の変化分

h_i 各産業の卸売物価指数/卸売物価指数

J_i GNP に対する法人税以外の税収・マイナス政府移転支出比率 (全政府水準)

K_i 資産総額 (時価による帳簿価額) (Statistics of Income より)

p_i 卸売物価指数

Q_i 実質生産高総額

Y_m K-M モデルにおける収益率の尺度

R_i 粗売上高 (Statistics of Income より)

R_i^k $p_i \times$ 最高稼働時の実質生産高

R^2 自由度で調整済みの相関係数

v_i 税率

$v_i V_i$ 租税債務/資本

V_{i-1} 製造業における遅れを伴った在庫売上・比率

Z_i^k 有効税率, 課税前の利益1単位に対し何単位の租税債務が課されたかを示す比率

Z_0 課税前の現金の流れ=課税前の利益+減価償却+受取利子配当

法人税の課税について

II 市場の独占力と法人税転嫁との関係

法人税率が上昇したとき、それに伴って充分な市場の支配力を具備した企業は課税前の利潤を増大させる操作をとるのではないかという観点から法人税前転の存在を検討した実証研究を述べてみる。

企業の市場独占力と転嫁との関係は古くから漠然と指摘されてきた。体系的な実証分析は一九六五年に発表された Robert W. Kilpatrick の論文まで待たねばならなかった。^(注1)

結果的には、モデル設定の内容や統計的検証が不十分であるにもかかわらず、問題提起そのものが極めて鮮明であるため、当該論文の意義は評価されるものと思われる。その概要を示す前に、アメリカ合衆国の法人税納付状況を業種別の構成割合と資産規模別の構成割合で補足的に説明した表を掲げておく。表一によると一九六一年まで各年の法人税納付中半分以上を製造業が支払っている。Kilpatrick が問題の対象を製造業に限定した理由もここに

^(注2)ある。資産規模別にながめると資産二億五千万ドル以上の法人が四〇パーセント以上を納付し、一億ドル以上の法人まで入れると五五パーセントをも占める。このような事実の問題とは別に、価格理論のうち供給サイドの独占力という理論的側面を彼は念頭に置いていた。^(注3)

次に Kilpatrick の分析方法と実証の結果を概略してみよう。ある時点 1 における税率がそれに先立つ 0 時点の税率 r_0 よりも高い場合、産業の集中係数 C_1 と 0 から 1 にいたる期間の利潤率変化 $\Delta p/Dp = a + bC_1$ との間のクロスセクション回帰式の有意性はとりもなおさず事実上の法人税転嫁の証拠である、というのが Kilpatrick の論旨である。すなわち、 $\Delta p/Dp = a + bC_1 + U_1$ なるモデルを百の業種について検定した。期間は初期が一九四七～四九年でこのとき法人税率は三八%であった。終期は一九五五～五七年で税率は五二%であった。実験を幾つか試みて、 C_1 以外に説明変数を付加して検定をする。後に推定の結果を示すが、結論的に述べると Kilpatrick の方程式は $\Delta p/Dp$ の分散を産業相互間で説明するにとどまったと批評されるのであるが、それ程精度は高くない。上に掲げた方程式で $a=1$ と仮定し、彼は回帰方程

式のパラメーターの有意性から、製造業においては六〇〜八〇％の法人税前転が存在したという仮説を受け容れるに到った。

そこでもう少し詳細に以上の帰結にいたる過程を述べておこう。

この論文は大別すると二部に分かれている。前半においては独占力と転嫁との関係が企業の内部における意志決定という観点から検討される。後半ではその関係が、産業相互間における利潤率の変化を規定する諸要因を独立変数としたクロスセクションによる多元回帰分析という形に定式化され、推定される。次いで統計的仮説検証では転嫁の存在と転嫁度を用いた法人税転嫁の測定が行なわれる。なお Kilpatrick が独占力の尺度として用いているのは、一産業において主要企業が各々いかなる出荷の割合を保持しているか、すなわちある生産物のマーケットシェアに相当する比率である。また、利潤率とは法人税課税前の利潤・純資産の比率をいう。

まず前半 [Kilpatrick op. cit. 2章 pp. 385~387] では、法人税前転を論ずる殆どの接近法の定石に従い、企業内部における価格・生産その他の意志決定を吟味する。前転を正当化するために

法人税の転嫁について

は、一般的に(1)短期において企業は利潤極大化行動をとらない、(2)法人税の賦課は短期的な利潤極大化を阻害する諸要因の相対的な影響を減殺する、という前提が必要となる。通常これらの前提は次の四つに分類されるタイプの主要な接近方法に基づいて論ぜられる。それは(i)利潤以外の企業目標(例えば極大化されてはいないが「満足のいく利潤率」とか「正常な配当」、または「適正な価格」等が考えられる)、(ii)利潤極大化における長期的な企業の行動と短期のそれとの間に介入するずれ、又は理論上の不統一、(iii)オリゴポリー体制の下におけるプライス・リーダーシップの非有効性、(iv)フルコスト原則、その他企業の慣習に基づく価格形成、がそれである。Kilpatrick は、企業の独占力と法人税を転嫁させると思われるその程度との間に何か積極的な関係が存在するのか、又存在するとしたならばその関係はいかなる意味を有するかという間に焦点を合わせて以上四つの接近法を一つ一つ検討する。その結果彼はある積極的な関係の存在を確認しそこから以下三つの仮説を設定した。

(1) 独占力を具備しない産業は利潤率を変更できず、そのために法人税を転嫁しない。

表Ⅱ—1 1946年以降の主要業種別の法人税納付状況

業種	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	合計
徴収総額 (単位百万ドル)	\$ 8,875,10,981	\$ 11,920	\$ 9,817,117,920	\$ 9,817,117,920	\$ 31,922,982,19,869	\$ 31,922,982,19,869	\$ 19,869,19,869	\$ 19,869,19,869	\$ 19,816,21,741	\$ 21,741,21,364	\$ 20,582,20,582	\$ 18,814,18,814	\$ 22,525,22,525	\$ 21,866,21,866	\$ 22,188	\$ 21,188	
製造業	52.1%	57.5%	57.2%	56.0%	61.4%	64.1%	59.7%	61.2%	56.2%	59.9%	57.5%	56.1%	50.2%	52.2%	52.0%	51.4%	56.73%
商業	22.9%	20.0%	17.9%	15.2%	15.1%	12.6%	11.8%	10.4%	11.2%	11.3%	11.9%	11.7%	12.0%	11.7%	10.8%	10.2%	11.88%
公益事業	10.1%	9.2%	10.1%	10.8%	10.2%	10.4%	13.0%	12.8%	13.7%	13.4%	14.2%	14.4%	15.9%	15.7%	16.9%	17.6%	14.76%
金融・保険・不動産	8.3%	5.9%	6.8%	10.3%	7.3%	7.0%	9.6%	9.6%	12.4%	9.5%	9.5%	10.9%	14.6%	11.4%	14.1%	14.1%	11.54%
鉱業・窯業	1.5%	2.7%	3.5%	2.7%	2.6%	2.5%	2.6%	2.6%	2.5%	2.8%	3.0%	2.7%	2.6%	2.1%	2.3%	2.4%	2.70%
自由業・サービス業	3.5%	2.4%	2.1%	2.3%	1.4%	1.5%	1.7%	1.6%	1.9%	1.7%	1.9%	2.1%	2.8%	2.2%	2.2%	2.3%	2.13%
建築業	0.9%	1.3%	1.8%	2.0%	1.4%	1.3%	1.6%	1.4%	1.5%	1.2%	1.5%	1.9%	1.9%	1.5%	1.4%	1.5%	1.60%
農業・水産・山林	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.35%
分類不可能・残余	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.1%	0.15%

資料は 内国法人 Statistics of Income に依って著者が作成した。

1961~62 Statistics of Income; Corporation Income Chap. 4 Historical Summary 参照

表II—2 1946年以降の資産階層別による製造業の法人税納付状況

年 度	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1961
資産階級											
1ドル～2万5千ドル	0.5%	3.0%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
2万5千ドル～5万ドル									0.1%	0.1%	0.2%
5万ドル 以上	1.0	0.6	0.4	0.4	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3
10万ドル 以上	3.8	2.3	1.7	1.6	1.1	1.0	1.1	0.9	1.0	0.9	2.6
25万ドル 以上	5.7	3.7	2.9	2.6	1.9	1.7	1.8	1.5	1.6	1.4	1.8
50万ドル 以上	8.1	5.7	4.3	3.8	3.3	2.9	3.1	2.5	2.7	2.5	3.0
100万ドル 以上									5.3	5.0	4.9
250万ドル 以上	23.1	18.9	14.8	13.2	12.3	11.5	11.7	9.8	5.2	4.7	4.3
500万ドル 以上									5.8	5.0	4.5
1,000万ドル 以上	11.0	10.0	8.7	7.3	6.7	6.4	6.9	5.9	5.8	5.0	4.5
2,500万ドル 以上									9.7	8.7	7.4
5,000万ドル 以上	20.6	20.6	19.6	18.3	18.6	19.2	18.9	17.8	7.6	7.3	6.2
1億ドル 以上									8.1	6.8	8.4
2億5千万ドル 以上	19.4	30.2	38.7	43.7	47.1	48.0	48.2	53.5	11.1	11.3	11.5
									41.5	46.1	46.0

資料は Statistics of Income に依る。

なお1946年～1953年までは資本階級は10分類であったが、1954年以降14となった。

(2) 独占力を少々具備した産業はある程度利潤を増大させ、その結果少なくとも当該租税の一部を転嫁させる。

(3) 他よりも強い独占力を具備した産業は利潤率を他の産業よりも高めに引き上げ、このようにしてより多くの租税を転嫁させる。

これらの仮説を検定する作業が後半 [Kilpatrick op. cit. 2 章 pp. 367~420] でなされる。

1 短期的な前転の存在について

前に引用したが、利潤率の変化 p_i/p_0 と独占力 C_i との回帰式は単純化して $p_i/p_0 = a + bC_i \dots (1)$ と書かれた。前転を仮定すると $a = 1$, $b > 0$ である。とじうのは市場が完全競争にある状態すなわち $C = 0$ のとき(1)式は $p_i/p_0 = a + b(0)$ となるが、この状態では $p_i = p_0$ でなければならないからである。

2 前転の転嫁尺度

まず転嫁度を定義し、次に回帰式の推定から求められたパラメーターを用いて転嫁度を導びく。この作業は一産業から始まって製造業部門全体について一般化するが、ここでは単一方程式に限定する。〔詳細は Kilpatrick op. cit. pp. 371~373 を参照〕

転嫁度は次のように定義される。

$$\frac{(1-t_1)p_1 - (1-t_2)p_2}{(1-t_0)p_0 - (1-t_1)p_0} \dots (2)$$

ここで t_1 は課税水準が変更される前の税率、 t_2 は変更された後の税率である。

(2)の分母は税率の変更によって生じた利潤率の減少分である。分子は転嫁のプロセスによって生じた税率変更後の稼得分である。(2)式を変形すると

$$\frac{p_1 - p_0}{(1-t_0)p_0 - (1-t_1)p_0} = \frac{p_1}{p_0} - 1 \dots (3)$$

となる。

次に転嫁の存在を検定するために使用した回帰式(1)と(3)を結合させて転嫁度を求める。

$$(1)式から p_i/p_0 - 1 = a - 1 + bC_i \dots (1)'$$

(1)を(3)に代入して

$$\frac{a - 1 + bC}{\frac{1-t_0}{1-t_1} - 1} \dots (4)$$

が求める転嫁度である。

但しこの場合に独占力の程度と税率を測定し、事前的に(4)式に与える必要がある。

この際 Kipatrick は初めて $a=1$ と仮定したので、

(4)式の最終的な形は

$$bC \frac{1-t_0}{1-t_1} \dots\dots\dots (5)$$

として測定される。

次に差別的な転嫁度は最も低い集中度をもつ産業と一般の集中度Cとの差として、

$$\frac{b(C-\text{min. } C)}{1-t_0 - 1} \dots\dots\dots (5)'$$

である。

また、回帰式(1)は余りに単純であるが、説明変数として幾つかの独立変数を附加し、最終的には、

$$\frac{P_t}{P_0} = a + b_1 C + b_2 X_1 + b_3 A/C + b_4 P_0 + b_5 \left(\frac{Z_t}{Z_0}\right) + b_6 \left(\frac{Z_t}{Z_0}\right) + b_7 \left(\frac{W_t}{W_0}\right) + b_8 \left(\frac{M_t}{M_0}\right) + b_9 \left(\frac{q_t}{q_0}\right) +$$

法人税の転嫁について

$$b_9 \left(\frac{D_0}{S_0}\right) + b_{10} U + b_{11} \left(\frac{A}{N}\right) \dots\dots\dots (6)$$

となる。

この中 P は利潤率、 C 一九五四年の集中度

X_1 ; Kaysen-Turner の研究に基づくダミー変数で立地的に市場が各地方毎で分離している場合は1、そうでない時は0である。

A/C ; 一九五四年の集中度と一九四七年のそれとの差

Z ; 出荷の修正値

W ; 労働一時間当りの賃金

M ; 投入された原材料の価格指数

q ; 労働一時間当りの生産高修正値

P/S ; 利潤/売上比率

U ; 株式会社以外の会社が一九五八年に生産した出荷額の相対的な価値(一国の総生産物の価値に占める非株式会社の割合)

A/N ; 一九五五年の純資産に対する償却額の比率

a ; 定数項

ii: 推定されるパラメーター (ii1~ii11)

推定された結果は表II—3~II—4表にまとめられている。

Kilpatrick が標準型と呼ぶ推定結果から転嫁度を求めると決定税率を用いた場合七五%で、同じく差別的転嫁においては六二%であった。

一九五四年のウェイトに基づいて計算すると前者は七四%、後者は六一%であった。(Kilpatrick pp. 412~413)

＝ Kilpatrick に対する批判 ＝

R. J. Gordon は Kilpatrick の分析に対して二つの重要な疑問を呈示した。(R. J. Gordon op. cit. p. 751) その第一点は、市場の支配力が法人税転嫁の存在にとって必要な条件であることは認められるが、それは十分条件にはなっていないことである。ある一定の期間に、税率の変更とは何の関係もなく、(傍点は Gordon による) 完全競争に近い企業の利潤よりも独占力の強い企業の利潤の方が増大することもあり得る。このような理由で一九二九年と一九三三年の間においては完全競争に近い繊維産業よりも独占力の強いタバコやアルミニウム産業の方が利潤率下落の幅と程度は大きかった。このことから考えると、Kilpatrick の仮説を税

率水準が同一であった期間内で検定しても、税率水準に変動があった二期間で検定しても同じように有意な C_i の係数を得たと思われる。第二点は(1)式で仮定された β_{11} についてである。

Kilpatrick はこの仮定から C_i の係数が正であれば、そのことは直ちに前転の証拠であると結論づけた。しかし Gordon 自身の推定結果によると Kilpatrick は誤まった推定をなしたことが指摘されている。Gordon の回帰式は、

$$T_{Si} = -0.435 + 2.017 C_i \quad R^2 = 0.381 \dots \dots (7)$$

$$(-1.360) (2.226)$$

である。(7)の結果をみると C_i の係数は正であるが定数項は負となっている。このことは、法人税の転嫁と集中の間に負の関係が存在するという可能性を許容するものであろう。

以上が Kilpatrick に対する Gordon の批判であるが、統計上の側面から吟味しても、仮説を支持するには不十分な結果しか求められていない。

各方程式の相関係数が極めて低いことや、余りにも簡単な一般式(7)は多分に説得力の乏しい要因である。その上に、より致命的な欠陥は独占力と市場との理論的な関連が一貫して究明されていない点に求められる。

これらのデメリットに対し、従来アプリアオリに漠然と論じられてきたこの問題を実証的に分析した努力は一つの貢献であると思われる。

表二—3

回帰式の推定結果：〔1949年と1954年の組合せ〕

() 内はtの値である。

	a	C	P	Z_1 Z_0	XL	X^2L	$\frac{A}{N}$	P_0 S_0	U	AC	$\frac{q_1}{q_2}$	W_1 W_0	M_1 M_0	$\left(\frac{W}{V}\right)$	M_1 M_0	R^2
1	-0.73029 (2.534)	0.4967 (2.534)	-3.84670 (-4.412)	0.3389 (2.455)	-0.0242 (-0.273)		-6.46881 (-1.571)	1.45580 (1.141)	0.28570 (0.537)	0.9793 (1.734)	-0.1894 (-0.648)	0.5736 (1.485)	0.9360 (2.296)			0.3032
2	1.1650 (2.517)	0.5276 (2.517)	-3.39150 (-3.706)	0.4570 (3.021)	0.0321 (0.349)		-2.5381 (-0.555)	1.1999 (0.817)	0.1330 (0.240)	1.2100 (1.946)	-0.3753 (-1.219)					
3	1.1623 (2.605)	0.5327 (2.605)	-3.37090 (-3.764)	0.4522 (3.108)	0.0326 (0.356)		-2.4046 (-0.543)	1.1482 (0.819)	0.1299 (0.235)	1.2050 (1.952)	-0.3679 (-1.224)					
4	0.7186 (3.134)	0.5313 (3.134)	-2.33940 (-4.100)	0.3308 (2.738)		0.0278 (0.322)										0.1864
5	0.7113 (3.034)	0.5462 (3.034)	-2.37200 (-4.076)	0.3335 (2.741)		0.0029 (0.036)										0.1872
6	0.7172 (3.034)	0.5332 (3.034)	-2.34350 (-4.011)	0.3315 (2.695)												0.1864
7	0.7156 (3.076)	0.5356 (3.076)	-2.33880 (-4.079)	0.3336 (2.669)			-0.3453 (-0.093)									0.1864
8	0.7465 (3.100)	0.5209 (3.100)	-2.84070 (-3.433)	0.3154 (2.576)			0.9562 (0.837)									0.1921
9	0.6976 (2.839)	0.5525 (2.839)	-2.32220 (-4.012)	0.3343 (2.729)				0.1113 (0.215)		1.0190 (1.810)						0.1868
10	0.7177 (2.981)	0.4965 (2.981)	-2.58690 (-4.456)	0.3724 (3.061)												0.2124
11	0.9546 (3.031)	0.5128 (3.031)	-2.39820 (-4.162)	0.3654 (2.845)							-0.2283 (-0.806)					0.1917
12	-0.7200 (2.742)	0.4493 (2.742)	-2.83350 (-4.939)	0.2431 (2.023)								0.4875 (1.349)	0.8921 (2.341)			0.2573
*13	-1.4994 (2.742)	0.4060 (2.742)	-3.02700 (-5.108)	0.2175 (1.793)								1.3338 (1.693)	0.6779 (1.621)			0.2651
14	0.6874 (3.048)	0.5445 (3.048)	-2.35250 (-4.025)	0.3148 (2.469)									0.1242 (0.344)	0.0113 (0.034)		0.1884
*15	0.7560 (3.076)	0.5500 (3.076)	-2.36790 (-4.049)	0.3258 (2.580)									0.133 (0.036)	0.0654 (0.196)		0.1874

* は二段階最小二乗法による。

表II-4 測定された転嫁度等

方程式 番号	$\frac{P_1}{P_0}$ の 期 間		a	独 立 変 数			R^2
	P_1	P_0		C	P_0	$\frac{Z_1}{Z_0}$	
16	1949	1954	0.7186	0.5313 (3.166)	-2.3394 (-4.100)	0.3308 (2.738)	0.1864
17	1947-49	1954-57	0.4240	0.7158 (5.095)	-1.3516 (-2.605)	0.3108 (3.974)	0.2792
18	1948	1955	0.7121	0.7197 (4.763)	-1.8920 (-3.963)	0.2236 (3.091)	0.2756
19	1947-48	1955-57	0.5969	0.7060 (5.266)	-1.5403 (-3.580)	0.2028 (3.440)	0.3292
20	1948	1955-57	0.7787	0.6604 (4.577)	-1.8804 (-4.157)	0.1516 (2.358)	0.2634
21	1947	1949	0.1776	0.4587 (3.854)	-1.4190 (-4.359)	0.6939 (4.660)	0.3822
22	1949	1948	1.1962	0.2774 (2.430)	-1.5487 (-4.969)		0.2529
23	1948	1949	0.7809	0.3432 (3.028)	-0.8000 (-2.264)		0.1153
24	1955	1957	0.1779	0.1666 (1.015)	-1.1784 (-2.831)	0.8295 (2.895)	0.1309

Kiipatrick op. cit. p. 404, 410 を参照